

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志賀町長

市町村名 (市町村コード)	志賀町 (384)		
地域名 (地域内農業集落名)	矢駄 (矢駄)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月2日 (1回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内は水田や西山開パ等のまとまった畑地もあることから、水稲や町特産のころ柿、さつまいもの生産・加工などを組み合わせた担い手による農業経営が行われている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲をはじめ、柿、さつまいも等の町特産品を栽培・加工する農業を継続し、離農する農業者の農地は地区内外の担い手に集積し、経営の効率化を図りながら地域農業を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	80.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

矢駄地区内

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	担い手に離農農家の農地の集積を進め、農地の利用促進を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積・集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針	実施済み
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	地区内には水稲と柿などを組み合わせた複合経営を行っている担い手が多数いることから、今後とも町、JAなどと連携して育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	-

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

地区内は農林水産省の地理的表示(GI)保護制度に登録やされている「能登志賀ころ柿」産地の一画を形成しており、JA出荷を通じて海外(台湾、香港、シンガポール)への輸出も行われている。